

■ 職員の分限および懲戒処分など(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

処分内容	処分数	処分手数
分限処分	免職 0人	—
	降任 0人	—
	休職 3人	心身の故障による長期休養
	降格 0人	—
	失職 0人	—
懲戒処分など	免職 0人	—
	停職 1人	酒気帯び運転
	減給 0人	—
	戒告 5人	指定速度違反
	訓告など 62人	指定速度違反、交通事故、管理監督者責任

■ 服務に関する義務

区分	内容	根拠法令
命令に従う義務	職員は、法令に従いかつ上司の職務命令に従わなければならない。	地方公務員法第32条
信用失墜行為の禁止	職員は、職の信用を傷つけ、または職の不名誉になるような行為をしてはならない。	〃 第33条
秘密を守る義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	〃 第34条
職務に専念する義務	職員は、勤務時間中、職務に注意力の全てを用い、職務にのみ専念しなければならない。	〃 第35条
政治行為の制限	職員は、政治活動などをしてはならない。	〃 第36条
争議行為などの禁止	職員は、ストライキなどをしてはならない。	〃 第37条
営利企業従事制限	職員は、営利を目的とする私企業を営み、または報酬を得ていかなる事業にも従事してはならない。	〃 第38条

■ 職員研修の状況(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

研修名	派遣者数	研修内容
派遣研修	11人	資源エネルギー庁、電源地域振興センター、鹿児島県ほか
専門研修	22人	自治大学校、県自治研修センターほか
職務別研修	214人	管理監督者研修ほか
特別研修	690人	法制執務研修、人事評価および人材育成研修ほか
合計	937人	

■ 勤務評定の状況

評定期	評定の状況
平成22年4月1日～平成22年9月30日	条件付採用期間中職員の勤務評定を実施
平成22年4月1日～平成22年12月31日	全職員を対象として、職務行動評価を実施

■ 公務災害の発生状況

加入団体	災害件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金 鹿児島県支部	0	該当なし

*合併後の災害発生分で、平成22年度中に公務災害の認定を受けたものに限る。

■ 公平委員会業務の状況

勤務条件に関する措置の要求の状況	不利益処分に関する不服申し立ての状況
該当なし	該当なし

■ 職員の勤務時間

区分	標準の勤務時間など
勤務を要する日	毎週月曜日から金曜日までの週5日間 *国民の祝日および12月29日から1月3日を除く
1日当たりの勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで *実質勤務時間は7時間45分
1週間当たりの勤務時間	38時間45分(7時間45分×5日間)
年間総勤務時間	2,015時間(38時間45分×52週)

■ 休暇制度(取得実績は、平成22年1月1日から平成22年12月31日の期間)

休暇の種類	休暇日数など	取得実績
年次有給休暇	1年につき20日付与 前年に未使用日数がある場合は、最大20日を翌年に繰り越し	1人当平均 12.4日
夏季休暇	7月から9月までの間に3日付与	1人当平均 2.79日
産前休暇	妊娠した職員に対し、出産予定日まで8週間以内の付与	取得者 11人
産後休暇	出産した職員に対し、出産日の翌日から8週間以内の付与	取得者 11人
生理休暇	生理日の就業が著しく困難な女性職員が請求した場合、連続2日以内で必要と認める期間付与	取得者 7人
有給	生後1年の育児休暇	取得者 0人
給	妊娠中または出産後1年以内の健康審査など	取得者 2人
休	結婚休暇	取得者 12人
暇	配偶者出産休暇	取得者 24人
	子の養育休暇	取得者 3人
	子の看護休暇	取得者 10人
	父母・配偶者および子の祭日	取得者 5人
	忌引休暇	取得者 99人
	病欠休暇	取得者 101人
無給	介護休暇	取得者 0人
休暇	組合休暇	取得者 1人

■ 福利厚生事業の状況

名称	薩摩川内市職員厚生会	地方公務員法第42条に基づく、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業を行うため、職員厚生会を設置し、職員の福利厚生事業を実施しています。
会員数	1,180人	
負担金率(事業主:会員)	2.5/1000:5/1000	